

## 意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する件検討委員会 へ

住所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 1 3 7  
氏名 日本海ケーブルネットワーク株式会社  
代表取締役社長 吉岡 利固

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

項 目	意 見
4. コンテンツ規律 （3）具体的規律 ⑤再送信制度の在り方 イ 裁定制度	<p>「受信者の利益」を確保すべき必要性があるとして、「引き続き同様の制度を維持することが適当である」との認識は、適切な判断と考えます。</p> <p>区域外再送信問題の解決は、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者との誠実な協議が基本であることは十分認識しておりますが、現実には当事者間の協議では解決できずにいる事例も少なくありません。</p> <p>アナログで視聴できていた放送がデジタルで視聴できなくなることは、円滑なデジタル化の障害になりかねません。</p> <p>協議を尽くした上でも解決できない事態が想定される以上、裁定制度の存続は不可欠です。</p>